

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (配偶者暴力防止法)

1 公布及び施行

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

- 平成13年4月13日公布、平成13年10月13日施行（一部は平成14年4月1日施行）
- 平成16年6月2日改正法公布、平成16年12月2日改正法施行
- 平成19年7月11日改正法公布、平成20年1月11日改正法施行
- 平成25年7月3日改正法公布、平成26年1月3日改正法施行

2 法律の概要

(1) 法律の対象

「配偶者からの暴力」

- 「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含みます。男性、女性の別を問いません。また、離婚後（事実上離婚したと同様の事に入ることを含む。）も引き続き暴力を受ける場合を含みます。
- 「暴力」は、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を指します。なお、保護命令に関する規定等については、身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫のみを対象としています。
- 生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活を営んでいない者を除きます。）からの暴力について、この法律を準用することとされています。また、生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した後も引き続き暴力を受ける場合を含みます。

(2) 配偶者暴力相談支援センター

都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設が、配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）の機能を果たしています。また、市町村も自らが設置する適切な施設において、支援センターの機能を果たすようにするよう努めます。

- 支援センターの具体的な業務
 - ① 相談又は相談機関の紹介
 - ② カウンセリング
 - ③ 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護（ただし、一時保護については、婦人相談所が自ら行うか、婦人相談所から、一定の基準を満たす者に委託して行うこととなっています。）
 - ④ 被害者の自立生活促進のための就業促進、住宅確保、援護等に関する制度の利用等についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助
 - ⑤ 保護命令制度の利用についての情報提供、助言、関係機関への連絡その他の援助
 - ⑥ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助
- 支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、民間団体との連携に努めます。

(3) 保護命令

配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者から受ける身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、加害者（事実婚の者及び元配偶者を含みます。）に対し発する命令。「接近禁止命令」と「退去命令」と「電話等禁止命令」があります。生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者についても準用されることにより、上記と同様の場合に保護命令が発せられます。

- 被害者への接近禁止命令⇒加害者に、被害者の身辺へのつきまとい、又は被害者の住居、勤務先などの付近のはいかいを6か月間禁止するもの。再度の申立ても可能。
- 電話等禁止命令⇒（被害者本人のみ）被害者の申立てにより、被害者への接近禁止命令と併せてその生命又は身体に危害が加らることを防止するため、加害者に対し、被害者に対する以下のいずれの行為もしてはならないことを命ずるもの。
 - ① 面会の要求
 - ② 行動の監視に関する事項を告げること等
 - ③ 著しく粗野・乱暴な言動
 - ④ 無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く。）
 - ⑤ 夜間(午後10時～午前6時)の電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く。）
 - ⑥ 汚物・動物の死体等の著しく不快又は嫌悪の情を催させる物の送付等
 - ⑦ 名誉を害する事項を告げること等
 - ⑧ 性的羞恥心を害する事項を告げること等又は性的羞恥心を害する文書・図面の送付等
- 被害者の子又は親族等への接近禁止命令⇒被害者への接近禁止命令の発令の要件がある場合で、被害者が子又は親族等に関して加害者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときに、加害者に、被害者と同居している未成年の子、被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者の身辺へのつきまといなどを6か月間（被害者への接近禁止命令が発令されている間に限る。）禁止するもの。再度の申立ても可能。
- 退去命令⇒加害者に、2か月間、被害者と共に住む住居からの退去及び当該住居付近のはいかいの禁止を命ずるもの。再度の申立てができる場合もある。

保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

また、保護命令が発令された場合、裁判所から被害者の住所を管轄する警察と被害者が相談等をした支援センターに、その旨及びその内容について通知されます。

(4) 基本方針、基本計画の策定等

- 被害者の自立支援を含む国及び地方公共団体の責務
- 主務大臣による基本方針及び都道府県による基本計画の策定
- 市町村による基本計画策定の努力義務
- 配偶者からの暴力を発見した者による通報等
- 警察本部長等の援助
- 福祉事務所による自立支援
- 支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関等による被害者の保護のための連携協力
- 関係機関による苦情の適切かつ迅速な処理
- 職務関係者に対する研修（被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重することを含みます。）
- 教育及び啓発
- 調査研究の推進
- 民間団体に対する援助